

田原市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録した者に対し通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施し、及び住民票の写し等を不正に取得されたことが明らかになった者に対しその事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し

(2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

2 この要綱において「第三者」とは、本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関を除く。）若しくはその代理人又は本人等の代理人をいう。

3 前項の「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては

戸籍の附票若しくは戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

- 4 この要綱において「特定事務受任者」とは、住基法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者をいう。

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次条の規定による登録の申請の日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により、本市に備える住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記載されている者
- (2) 戸籍法の規定により、本市に備える戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載され、又は記録されている者で、国内の住所を有するもの

- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、田原市本人通知制度事前登録（新規・更新）申請書（様式第1号）により、市長に登録の申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって申請者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 申請者は、本市に住所がない場合には、本人確認書類と併せて住民票の写しその他住所を証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 第1項の規定による申請を代理により行おうとするときは、代理人は、当該

代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状（様式第2号）

5 申請者が次のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申請をすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

（登録）

第5条 市長は、登録の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、田原市本人通知制度登録者名簿（様式第3号。以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を田原市本人通知制度登録通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 登録者名簿への登録期間は、申請の受付をした日から起算して3年とする。

3 市長は、第1項の規定により登録者名簿に登録した者（以下「登録者」という。）について、その住民票の写し等を第三者に交付する際に、登録者に係るものであることを容易に確認することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

4 第2項の登録期間満了後においても引き続き登録を希望する者は、登録期間満了の日の1月前の日から満了の日までに前条の規定による申請をしなければ

ばならない。この場合において、登録期間の起算日は、更新前の登録期間満了日の翌日とする。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、田原市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録者等への通知)

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、田原市住民票の写し等の第三者交付に係る通知書(様式第6号)により当該登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第15条の2各号に掲げる業務に係る申出により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

(3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該各号の対象となった者に対して前項の規定の例により本人通知を行うものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等の交付請求書が保存年限を経過し、廃棄されているとき又は通知すべき者の所在が明らかでないとき、若しくは死亡しているときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第135条若しくは第136条の規定に該当する不正取得者であることが明らか

になった場合

(2) 国又は県の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

(通知後の対応)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、適切な処置を講ずるものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第9条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、特定事務受任者が所属する団体に対して、再発防止への取組を要請するものとする。

(登録の廃止)

第10条 市長は、第6条第1項の規定による廃止の届出によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止するものとする。

(1) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(3) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(要領の廃止)

2 住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知実施要領(平成22年3月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。